

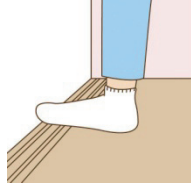
# バリアフリー改修

たとえば、こんな工事が  
所得税控除・固定資産税減額対象です。

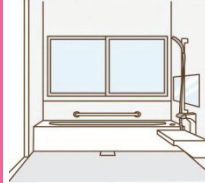
手すりをつける



段差をなくす



広い出入口に

まるごとバリアフリー  
の浴室に

- 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ・ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
  - ・ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
  - ・ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
  - ・ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ・ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - ・ 便器を座便式のものに取り替える工事
  - ・ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事  
※勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち、ならびに浴室への出入りにあたっては、段差を小さくする工事を含む。
- 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ・ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
  - ・ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
  - ・ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

【平成19年 国土交通省 告示 第407号より】

※1 障がい者の範囲は、所得税法施行令第10条(障害者及び特別障害者の範囲)に示される以下7項に該当する方が対象です。

1. 知的障害者とされたもの
2. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
3. 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
4. 戦傷病者手帳の交付を受けている者
5. 原子爆弾被爆者の認定を受けている者
6. 複雑な介護を要する者
7. 障害者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長の認定を受けている者

商品のお求め、ご相談は当店へ

## 今がリモデルのチャンス!

### バリアフリー改修

# 住宅リフォーム減税で おトクなりモデルを!!

## 固定資産税減額&所得税控除 対象チェック!!

自己資金  
リモデル

自己資金での「バリアフリー改修」が減税でおトクに!

2011年・2012年  
まで延長

お客様のリモデルは対象か?

Yes? or No? チャートへGo!!

**住宅リフォーム減税でおトク!!**  
**2011年・2012年限定**  
**自己資金による**

⇩ **バリアフリー改修**

**固定資産税減額・所得税控除対象チェック!!**

Yes? or No? チャート

固定資産税の減額は延長が決定し、**2013年3月31日までになりました!!**

**固定資産税** の減額対象チェック!!

**Q1. バリアフリー改修される住宅は、ご自身の所有(名義)で固定資産税をご自身でお支払いですか?**  
※以前にその住宅で「バリアフリー改修をした住宅にかかる固定資産税の減額を受けたことのある方は対象外となります。 ※新築住宅減額・耐震基準適合住宅における固定資産税の減額適用中でないこと ※固定資産税を払っている方が申告可能です。

Yes?  No?

**Q2. 申告時に、対象となる住宅に居住される方が以下のいずれかに該当しますか?**  
 ①年齢が**65歳以上**の方(改修工事完了の翌年の1月1日における)  
 ②介護保険法の**要介護**又は**要支援**認定を受けている方  
 ③障がいのある方(裏表紙※1)

Yes?  No?

**Q3. 対象となる住宅が2007年(平成19年)1月1日以前からある住宅で、かつ居住部分(倉庫や店舗、車庫、賃貸部分除く)の割合がその家屋(建物)の1/2以上ありますか?**

Yes?  No?

**Q4. 2013年3月31日までに工事が完了しますか?**  
※対象工事期間は2007年(平成19年)4月1日～2013年(平成25年)3月31日までとなります。

Yes?  No?

**Q5. 次のいずれかの工事を行い、かつ30万円を超えますか?**  
 ①廊下幅の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手摺の設置  
 ⑥屋内の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替  
※詳しい工事内容は裏表紙をご覧ください。

Yes?  No?

**Q6. 他の補助金を受けていますか?**  
(介護保険・各自治体補助金などバリアフリー住宅改修について)

No?  Yes?

**Q7. 他の補助金を除外した工事費が30万円を超えますか?**  
(介護保険・各自治体補助金などバリアフリー住宅改修について)

Yes?  No?

残念!!  
 お客様は  
 バリアフリー改修  
 減税対象外  
 のようです。  
 m(\_ \_)m

No! No!



**所得税** の控除対象チェック!

**Q1. バリアフリー改修される住宅は、工事契約者ご自身の所有(名義)で居住されている住宅ですか?**

No?  Yes?

**Q2. ご契約者様が以下のいずれかに該当しますか?**  
 ①**50歳以上**の方(改修工事完了の年の12月31日までに50歳になる方も対象です。)  
 ②介護保険法の**要介護**又は**要支援**認定を受けている方  
 ③障がいのある方(裏表紙※1)  
 ④**親族(65歳以上**か②か③に該当)と同居

No?  Yes?

**Q3. 工事契約者ご自身が所得税をお支払いですか?**  
※所得税を払っている方がご契約者である必要があります。※その年分の合計所得が3,000万円を超える方は適用になりません。 ※(参考)サラリーマンの方は源泉徴収票の源泉徴収税額の欄等をご確認下さい。 ※住宅に関わる所得税控除適用中の方は最寄りの税務署にご確認下さい。

No?  Yes?

**Q4. 改修工事後の家屋の床面積は50㎡以上ですか?**  
※改修工事後の家屋の床面積が、1/2以上居住用であることが条件です。 ※居住用部分(倉庫や店舗、車庫、賃貸部分除く)の改修工事費用が工事総額の1/2以上であることが条件です。

No?  Yes?

**Q5. 改修後の居住開始日が2009年(平成21年)4月1日～2012年12月31日ですか?**  
※工事後6ヶ月以内に居住を開始することが条件です。

No?  Yes?

**Q6. 次のいずれかの工事を行い、かつ30万円を超えますか?**  
 ①廊下幅の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手摺の設置  
 ⑥屋内の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替  
※詳しい工事内容は裏表紙をご覧ください。

No?  Yes?

**Q7. 他の補助金を除外した工事費が30万円を超えますか?**  
(介護保険・各自治体補助金などバリアフリー住宅改修について)

No?  Yes?

**Q6. 他の補助金を受けていますか?**  
(介護保険・各自治体補助金などバリアフリー住宅改修について)

Yes?  No?

**所得税は国税なので、税務署へ申告します。**

♪♪おめでとうございます♪♪  
**所得税控除の適用条件内です!**

☆自己資金による改修工事の場合  
 ※控除対象限度額 2011年200万円 2012年150万円  
 ※最大控除額 2011年20万円 2012年15万円

※サラリーマンの方など先に所得税を納税済の方については、確定申告後の還付金は、申告用紙に記入した金融機関の口座へ振込となります。  
 ※所得税確定申告の際には登録した建築士事務所の建築士等が作成した「増改築等工事証明書」等の添付が必要です。

**固定資産税は地方税なので、市区町村へ申告します。**

♪♪おめでとうございます♪♪  
**固定資産税(当該家屋100㎡相当分まで) 1/3減額の適用条件内です!**

減額を受けるためには、改修後3ヶ月以内に工事明細書や写真等、工事内容を確認できる書類を添えて、市区町村に申告します。  
 諸事情により3ヶ月を過ぎた方は各市区町村にてご確認ください。